

学術交流協定の締結の基準の策定について

1) 学術交流協定締結の基準の策定の必要性

- 現在の学術交流協定校数は、大学間89機関、部局間73機関
- これまで、大学間協定の締結の判断は、その都度個別判断してきたため、結果、大学間協定締結の背景、同一性が見えづらくなっている
- これまで何度か、大学間協定の基準策定が検討されたが、基準に捉われるのではないかとの意見があり、結局はケースバイケースで判断してきたところ
- このような中、大学間協定の可否の照会が、コンタクトパーソンなどから国際課に対して再三寄せられる現状があり、その対応に苦慮している状況（大学間交流協定の締結に関する「物差し」がないために、部局からの申し出のみによらざるを得ない状況）
- 協定締結の基準を策定し可視化することは、今後の適正な協定締結につながるため、他大学の事例を参考に策定することとする。

学術交流協定の締結の基準の策定について

2) 締結の基準

大学間

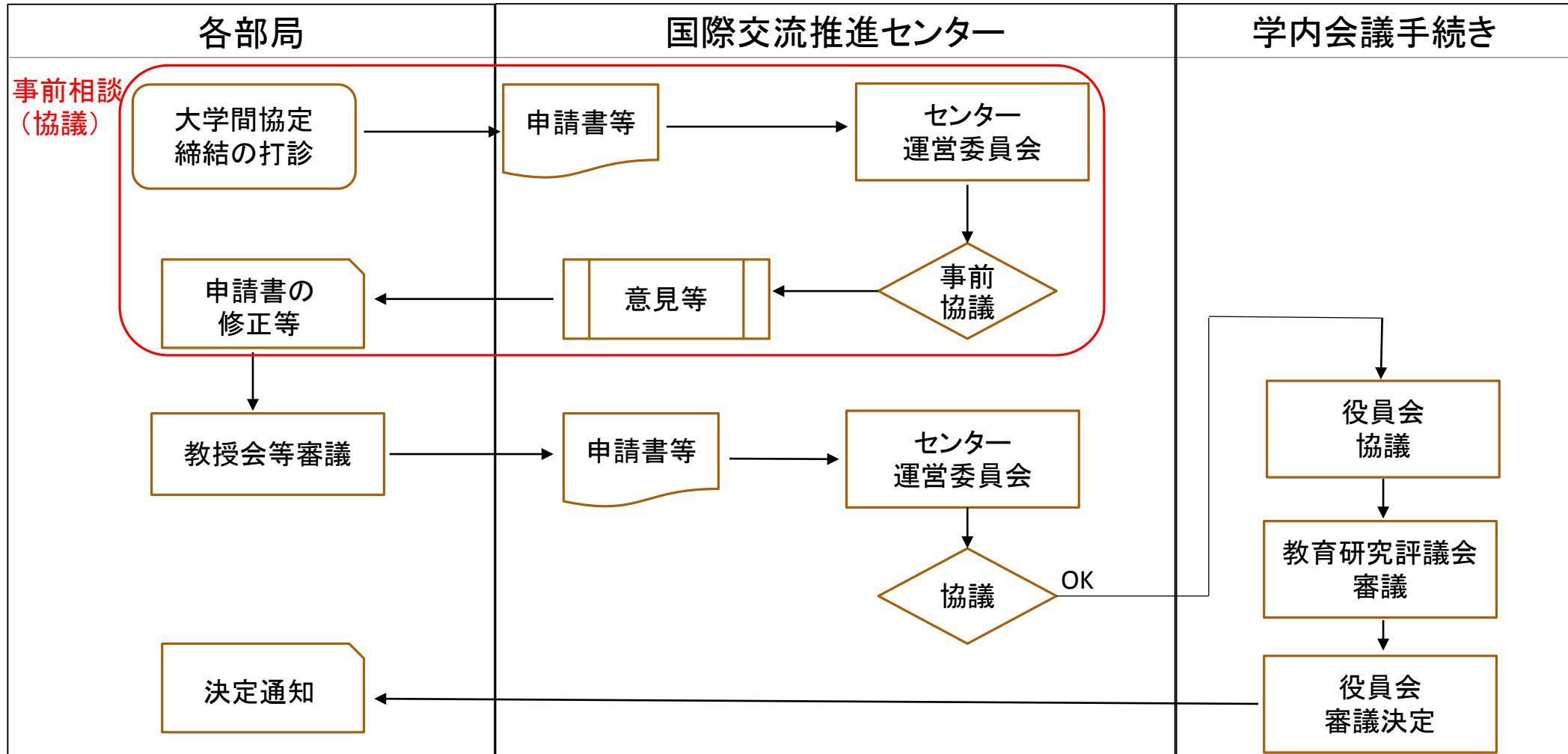
【次のいずれかに該当する場合】

- 複数の部局において交流実績があり、同時に協定を締結しようとする場合
- 部局で交流実績があり、他部局も交流しようとする場合
- 部局間交流実績があり、双方の大学が大学間協定締結を希望し、かつ要請がある場合
- その他国際交流戦略上、大学間交流の締結が必要と認められる場合

部局間

- 部局内で既に交流実績がある場合、又は締結後の交流計画が具体化しており、かつ部局において必要と判断される場合

大学間学術交流協定締結の手続きの流れ



部局間交流協定締結の手続きの流れ

